

平成15年4月21日  
周南社協規程第15号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
役員等報酬及び費用弁償規程

一部改正 平成29年3月29日 一部改正・追加 平成29年6月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職務に従事する役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、次の各号にある者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 委員会委員
- (5) 産業医
- (6) その他会長が特に認めた者

一部改正（平成29年3月29日）

(報酬)

第3条 本会の役員等に対して、別表第1により報酬を支給する。ただし、周南市職員には支給しない。

2 月額による報酬を受ける者で月の途中において就任、就職又は離任、離職したときは、その月分の報酬については日割により計算する。

3 第1項により支給する報酬のうち、理事及び監事に支給する報酬の総額は、各年度410万円を超えない範囲とする。

一部改正（平成29年3月29日） 一部改正・追加（平成29年6月14日）

(報酬の支払方法)

第4条 月額による報酬の支給方法については、本会職員の例による。ただし、離職した場合の報酬は、その都度支給する。

2 日額による報酬は適宜支給とする。

一部改正（平成29年3月29日）

(常務理事の手当等)

第5条 常務理事に、次の手当を支給する。

- (1) 期末手当
- (2) 通勤手当

2 前項第1号に規定する期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在任する常務理事に対し、本会職員の例による日に支給する。期末手当の額は、

月額報酬に100分の150を乗じた額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在任期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 第1項第2号に規定する通勤手当は、本会職員給与規程第12条の例に準じて支給する。

一部改正（平成29年3月29日）

（費用弁償）

第6条 本会の役員等に対する費用弁償は、別表第2に定めるところによる。

2 市内旅行及び外国旅行についての費用弁償は、本会旅費規程の適用を受ける職員の旅費の支給の例による。

3 前2項の費用弁償の支給方法については本会旅費規程を準用する。

一部改正（平成29年3月29日）

（公表）

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

追加（平成29年6月14日）

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

一部改正（平成29年3月29日・平成29年6月14日）

附 則

この規程は、平成15年4月21日から施行する。

附 則（平成29年3月29日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月14日）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（1）役員報酬

職名	区分	金額
会長の職にある者	月額	59,000円
常務理事の職にある者	月額	170,000円
その他の役員	日額	3,000円
備考 理事会、評議員会、部会、委員会、監査及び会長の命を受けて会議等に出席した役員（会長及び常務理事を除く。）。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は、1のみの日額を支給する。		

一部改正（平成29年3月29日）

（2）会長の委嘱を受けた者及び会長が特に認めた者の報酬

職名	区分	金額
評議員、委員会委員、その他非常勤委員等	日額	3,000円
産業医（衛生委員会出席の場合）	月額 （日額）	会長が定める額

一部改正（平成29年3月29日）

別表第2（第6条関係）

区分		航空賃・鉄道賃 船賃・車賃	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）
1号	会長	社会福祉法人周南市社会福祉協議会旅費規程の適用を受ける職員の旅費の支給の例により算出した額	3,000円	14,800円
2号	副会長・常務理事		2,800円	13,900円
3号	理事・監事・評議員 その他の者		2,600円	13,100円
備考 区分欄に掲げる号は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会旅費規程別表区分欄に掲げる号とそれぞれ対応するものとする。				

一部改正（平成29年3月29日）